

生命保険会社一覧表(平成12年5月末現在)

47社

		会 社 名	
国 内 社	相 互 会 社	14 社	日本生命保険相互会社
			第一生命保険相互会社
			住友生命保険相互会社
			明治生命保険相互会社
			朝日生命保険相互会社
			三井生命保険相互会社
			安田生命保険相互会社
			千代田生命保険相互会社
			太陽生命保険相互会社
			大同生命保険相互会社
			富国生命保険相互会社
			第百生命保険相互会社
			東京生命保険相互会社
			大和生命保険相互会社
31 社	株 式 会 社	国内 資本 50 % 超	協栄生命保険株式会社
			セゾン生命保険株式会社
			大正生命保険株式会社
			ソニー生命保険株式会社
			オリックス生命保険株式会社
			オリコ生命保険株式会社
	17 社	外 国 資 本 50 % 超	ニチダン生命保険株式会社
			エトナヘイワ生命保険株式会社
			アクサ ニチダン生命保険株式会社
			アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社
			ニコス生命保険株式会社
			プルデンシャル生命保険株式会社
			アイエヌジー生命保険株式会社
			スカンディア生命保険株式会社
			ジー・イー・エジソン生命保険株式会社
			マニユライフ・センチュリー生命保険株式会社
			あおば生命保険株式会社
外 社 4 社	支 店 形 態	アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー	
		アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オフ コロンバス	
		チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	
		カーディフ・ソシエテ・ヴィ	
損 保 系 生 保 子 会 社 12 社	株 式 会 社	住友海上ゆうゆう生命保険株式会社	
		共栄火災しんらい生命保険株式会社	
		興亜火災まごころ生命保険株式会社	
		三井みらい生命保険株式会社	
		大東京しあわせ生命保険株式会社	
		千代田火災エビス生命保険株式会社	
		東京海上あんしん生命保険株式会社	
		同和生命保険株式会社	
		日動生命保険株式会社	
		日本火災パートナー生命保険株式会社	
		富士生命保険株式会社	
		ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社	

進出外国生保会社
支店形態 4社

(平成12年5月末現在)

国 籍	会 社 名	免許年月
ア メ リ カ (2社)	アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー	S29. 9
	アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス	S49. 10
ス イ ス	チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド*	H 8. 8
フ ラ ンス	カーディフ・ソシエテ・ヴィ	H12. 3

現地法人形態 11社

ア メ リ カ (4社)	アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社	S57. 2
	プルデンシャル生命保険株式会社	S63. 2
	ジー・イー・エジソン生命保険株式会社	H10. 3
	エトナヘイワ生命保険株式会社	H12. 2 (注)
フ ラ ンス (3社)	アクサ ニチダン生命保険株式会社	H 6. 10
	ニチダン生命保険株式会社	H12. 3 (注)
	あおば生命保険株式会社	H11. 11 (注)
オ ラ ン ダ	アイエヌジー生命保険株式会社	S61. 3
スウェーデン	スカンディア生命保険株式会社	H 8. 8
カ ナ ダ	マニユライフ・センチュリー生命保険株式会社	H11. 3
ス イ ス	ニコス生命保険株式会社	H12. 3 (注)

(注)エトナヘイワ生命、ニチダン生命、あおば生命及びニコス生命の免許年月は、外国資本が50%超となった年月である。

資料12 - 2

損害保険会社（国内社）一覧表（平成12年5月末現在）

36社（外資系を除くと31社）

	会 社 名
(2 3 社)	東京海上火災保険株式会社
	安田火災海上保険株式会社
	三井海上火災保険株式会社
	住友海上火災保険株式会社
	日本火災海上保険株式会社
	同和火災海上保険株式会社
	日産火災海上保険株式会社
	興亜火災海上保険株式会社
	千代田火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	日動火災海上保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	大東京火災海上保険株式会社
	共栄火災海上保険相互会社
	大成火災海上保険株式会社
	第一火災海上保険相互会社
	セコム損害保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	太陽火災海上保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
外資系（外国 資本が50% 以上） (5 社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災保険株式会社
	ユナム・ジャパン傷害保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
生保系子会社 (6 社)	ニッセイ損害保険株式会社
	第一ライフ損害保険株式会社
	スミセイ損害保険株式会社
	明治損害保険株式会社
	安田ライフ損害保険株式会社
	三井ライフ損害保険株式会社
再保険専門社 (2 社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

進出外国損害保険会社一覧表（平成12年5月末現在）

[支店形態 28社]

国 籍	会 社 名
イギリス (7社)	ザ・ロンドン・アッシュアランス
	シージーユー インターナショナル インシュアランス ピーエルシー
	ロイヤル・エキスチェンジ・アッシュアランス
	イーグル・スター・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ロイヤル・アンド・サンアライアンス・インシュアランス・ピーエルシー
	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
アメリカ (7社)	アメリカン ホーム アッシュアランス カンパニー
	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	ザ・トラベラーズ・インデムニティ・カンパニー
	エイアイユー インシュアランス カンパニー
	ランパーメンズ・ミューチュアル・カジュアルティー・カンパニー
	トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
	リバティ・ミューチュアル・インシュアランス・カンパニー
フランス (3社)	ガン・アンサンディ・アクシダシ
	カンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムル・イクステリユール
	カーディフ・リスク・ディヴェール
スイス (2社)	ウインタートゥルスイス・インシュアランス・カンパニー
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー
スウェーデン	オデッセイ・リー・ストックホルム・インシュアランス・コーポレーション
イタリア	アシキュラチオニ・ゼネラル・イス・ピー・エイ
ノルウェー	アッシュアランスフォアニング・ガード・イェンシディグ
オーストラリア	キュー・ピー・イー・インシュアランス（インターナショナル）リミテッド
インド	ザ・ニュー・インディア・アッシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓国	現代海上火災保険株式会社
フィリピン	マヤン インシュアランス カンパニー インコーポレテッド
バミューダ	ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アッシュアランス・アソシエーション（バミューダ）リミテッド
ドイツ	ゲーリング・コンツェルン・アルゲマイネ・フェアジッヒャルングス・アクツィエングゼルシャフト

[現地法人形態 5社（外国資本が50%以上の会社）]

国 籍	会 社 名
アメリカ (3社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	ユナム・ジャパン傷害保険株式会社
	エース損害保険株式会社
フランス	アクサ損害保険株式会社
ドイツ	アリアンツ火災海上保険株式会社

平成11年12月24日
金融監督庁

保険会社の財務面の監督上の措置の見直しについて

保険会社の財務の健全性の確保を通じ、保険契約者等の保護を図る観点から、保険会社の財務面の監督上の措置について、別紙のとおり保険業法施行規則（総理府令・大蔵省令）及び告示の改正を行うことを検討しています。

ご意見がありましたら、平成12年1月17日（月）までに、氏名又は名称、住所を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せ下さい。電話等によるご意見はご遠慮願います。

なお、頂戴したご意見につきましては、氏名又は名称も含めて公表させて頂くことがありますので、あらかじめご了承ください。

保険会社の財務面の監督上の措置の見直しについて

．内容

1．ソルベンシー・マージン基準の見直し

（平成8年大蔵省告示第50号第1条、第1条の2、第2条、別表12）

劣後債務の算入限度額の厳格化

ソルベンシー・マージンへの劣後債務の算入限度額を銀行の自己資本比率規制並に厳格化する。

生・損保間のダブル・ギアリングの否認

生保会社と損保会社間における資本調達手段（株式・基金・劣後債務）の意図的な保有についてソルベンシー・マージンへの算入を否認する（但し、過去の事例への遡及適用は行わない）。

デリバティブを用いたソルベンシー・マージン比率嵩上げの否認等

デリバティブを用いた意図的なソルベンシー・マージン比率嵩上げを否認するため所要の改訂等を行う。

その他

2．標準責任準備金制度の見直し

（平成8年大蔵省告示第48号、平成8年大蔵省告示230号）

標準予定利率の算定方式の適正化

現在の標準予定利率の算定方式（長期国債応募者利回りの最近3カ年平均と10か年平均のいずれか低い方に安全率を織り込む方式）について、安全率を最新のデータに基づききめ細かく設定するよう改定する。さらに新算定方式を告示で定めることとする。

標準対象商品の拡大

現在標準責任準備金制度の対象外となっている商品のうち、予定死亡率以外の保険事故率を責任準備金の計算の基礎として用いている保険（第三分野商品を除く。）についても標準予定利率の使用を義務付けるとともに、保険期間が1年超5年以下の保険を新たに標準責任準備金の対象商品に加える。

3 . 保険相互会社の社員（保険契約者）配当に係る規制の見直し等

（保険業法施行規則第27条）

保険相互会社に課されている配当の下限規制（毎年の剰余金のうち社員配当に充てるべき金額の比率に係る下限規制）に関し、基金の償却を容易にする観点から、一定の限度内で基金償却準備金積立額を当期末処分剰余金（分母）の額から控除する。

．実施時期

平成12年1月に保険業法施行規則、告示の改正を行い、同年3月31日から施行する。ただし、上記内容の1．（「生・損保間のダブル・ギアリングの否認」）については、公布の日から施行する。

平成11年8月31日
金融監督庁

保険契約に係る顧客への情報提供の拡充について

今般、保険会社の業務に関し、保険契約者等の保護を図る観点から、下記のとおり保険契約に係る顧客への情報提供を拡充するための措置を講じることとした。

なお、総理府令・大蔵省令の改正については、今後、パブリック・コメント等所要の手続きを経て公布、発出する予定である。

記

1．保険募集の際の説明の充実

- (1) 保険募集に際して、生命保険募集人等が、保険契約者に対し、転換前及び転換後の保険契約に関する重要な事項、並びに保障内容等の見直しに関する諸制度を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じよう、保険会社に義務付ける。【総理府令・大蔵省令等改正】
- (2) 予定解約率を用い、かつ保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人等が、保険契約者に対し、解約返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じよう、保険会社に義務付ける。【総理府令・大蔵省令等改正】

2．保険契約の内容に関する書面の交付の徹底

保険会社が、転換前及び転換後の保険契約に関する重要な事項、並びに外貨建保険及び解約返戻金がない保険（上記1の(2)をいう。）等の保険商品に係るリスク等の存在、を記載した書面を交付した場合に、保険契約者から、当該書面を受領した又は交付を受けた旨の確認（例えば、受領印等）を得る手続きを事業方法書の記載事項とするとともに、当該措置が事業方法書に明確に規定されているか否かを商品認可の審査基準とする。

【総理府令・大蔵省令等改正】

3．保険契約に関する情報提供や生命保険募集人教育の拡充

(社)生命保険協会に対し、保険契約に関する情報提供及び生命保険募集人（代理店を含む。）の教育について、その拡充の検討を要請する。

適正な保険契約の締結等を確保するための環境整備について

今般、保険契約者等の保護を図る観点から、適正な保険契約の締結等を確保するための環境整備を図ることを目的として、下記のとおり措置を講じることとする。

なお、総理府令・大蔵省令の改正については、今後、パブリック・コメント等所要の手続きを経て公布、施行する予定である。

記

1. 債務者区分を基礎とした不良債権額の開示の義務付け

【⇒保険業法施行規則第59条の2改正】

現在、保険会社について、保険業法に基づき、（銀行法と同様に）リスク管理債権額等の開示が規定されているところであるが、今般、ディスクロージャーの充実の観点から、これに加え『債務者区分を基礎とした不良債権額の開示』（＝金融再生法に基づく開示と同様）を義務付ける。

2. 契約内容の一部変更権のある保険商品に係る審査基準の追加

【⇒保険業法施行規則第11条改正】

保険会社が契約内容の変更権を有する保険商品（財形年金積立保険など）について、変更内容等を明確にし、保険契約者、保険会社双方にとって公平・透明な契約が締結されることを確保する観点から、『変更されることがある場合の変更内容等が明確に定められていること』を保険商品の認可申請にかかる審査基準として追加する。

3. 生命保険契約に係るモラルリスク（道徳的危険）の排除・抑制

(1) 生命保険会社による引受チェック機能を強化することにより、生命保険契約に係るモラルリスクの排除・抑制を図る観点から、保険業法施行規則第53条の7（社内規則等の整備の義務付け規定）にかかる解釈及び監督の視点として『保険金額の妥当性の判断・確認を適正に行なうための社内規則の見直し及び業務運営体制の整備』を内容とする事務ガイドラインを定めることとする。

【⇒事務ガイドライン改正】

(2) (社)生命保険協会は、保険金詐欺等のモラルリスクの排除などの観点から、「契約内容登録制度」について登録する保険金額の基準引下げ等の強化を行う。

【⇒(社)生命保険協会対応】

4．保険契約者が保険種類や保険会社を誤解することを防ぐための禁止行為の追加
【⇒保険業法施行規則第 234条改正】

共同保険契約や保険会社間の保険商品の提携販売（一契約者が複数の保険会社との間で一又は複数の保険契約を同時に締結する場合）などに関して、『保険契約者に対して、保険種類や保険会社名について誤解を招くおそれのあることを告げる行為を禁止する』ことにより、自己責任に基づく適正な保険契約が締結されることを確保する。

5．保険に係るリスク等に関する説明書面の交付の徹底
【⇒保険業法施行規則第11条第 8号改正】

保険契約者が契約に当たり特に注意を要する変額保険等の保険契約については、既に保険会社に対して、契約に関する重要事項（将来における保険金額が不確実であること等）の説明を書面により行い、当該書面の受領の確認印等を得る措置を義務付けているところである。今般、これに加えて、保険会社が当該『書面を交付した上で』書面受領の確認印等を得ることを確実にするため、府省令の規定を明確化する。

保険会社と銀行等の相互参入に伴う弊害防止措置について

標記の件につき、別添の事項を内容とする保険業法施行規則（総理府令・大蔵省令）の改正を行うことを検討しています。

ご意見がありましたら、平成11年9月29日（水）までに、氏名、住所を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せ下さい。電話等によるご意見はご遠慮願います。

なお、頂戴したご意見につきましては公表させて頂くことがありますので、あらかじめご了承ください。

保険会社と銀行等の相互参入に伴う弊害防止措置について

1. 目的

昨年成立した金融システム改革法により、保険会社と銀行等の金融機関との間で子会社形態での相互参入が認められることとなり、本年10月1日からは保険会社が銀行子会社を有することが可能になる（なお、銀行等による保険子会社の保有は2001年3月までの間で政令で定める日から可能。）。

こうした保険会社と金融機関の相互参入については、利便性・効率性が高い金融サービスの実現に資することが期待される一方、それに伴い発生する可能性のある弊害の防止には留意する必要がある。このため、保険契約者等の保護の観点から不可欠な範囲で規制を設ける。

2. 内容

保険募集人等が、保険会社の特定関係者が当該保険会社と保険契約を締結することを条件として保険契約者に対し信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に当該保険契約の申込みをさせる行為の禁止

保険募集人が、保険募集に際し、自らが所属する保険会社の特定関係者に該当する金融機関の役職員とともに顧客を訪問した際に、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じることの保険会社への義務付け

保険会社の店舗を保険会社の特定関係者に該当する金融機関からの独立を損なわない態様で設置すること及びコンピューター設備等（当該コンピューター設備等が当該保険会社と当該金融機関との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く。）を当該金融機関と共有しないことを確保するための措置を講じることの保険会社への義務付け

保険募集に際して、特定関係者に該当する金融機関から受領した顧客に関する非公開情報が利用されないことを確保するための措置を講じることの保険会社への義務付け（非公開情報の保険募集への利用につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合を除く。）

（注）特定関係者とは、親子関係等にある法人をいう。

3．関係する法令

- ・保険業法第100条の2及び第300条
- ・同法施行規則第53条、第234条等

4．実施時期

保険業法施行規則（総理府令・大蔵省令）の必要箇所を改正し、平成11年10月に実施する。

三井海上火災保険株式会社に対する行政処分について

標記につき、本日、三井海上火災保険株式会社に対し、以下の行政処分を行った。

- 1．以下に掲げる業務（損害保険代理店及び他の保険会社に委託しているものを含む。）を平成11年7月19日から平成11年7月25日までの間停止すること。

（対象業務）

同社名古屋支店における損害保険（自動車損害賠償責任保険を除く。）に係る保険契約の締結及び保険募集並びに保証証券に係る保証の業務（自動継続契約を除く。）。

- 2．法令遵守体制に係る教育・指導を強化すること、並びに所得補償保険、専門職業人賠償責任保険及び個人賠償責任保険の団体契約（契約の更改を含む。）に係る保険契約の内容の点検・確認体制を強化すること。

日動火災海上保険株式会社に対する行政処分について

標記につき、本日、日動火災海上保険株式会社に対し、以下の行政処分を行った。

平成11年7月19日の1日間、首都西支店における自動車保険（自動車損害賠償責任保険を除く。）に係る保険契約の締結及び保険募集の業務（自動継続契約を除き、損害保険代理店に委託しているものを含む。）を停止すること。

第百生命保険相互会社に対する行政処分について

第百生命保険相互会社については、当庁による立入検査及びその後の報告徴求の結果、不適切な劣後ローンの取り入れにより、本来算定の根拠とすべきでない劣後ローンを加味した虚偽のソルベンシー・マージン比率を公衆の縦覧に供したことが確認された。このため、本日、同社に対し、保険業法第132条第1項に基づき以下の内容の業務改善命令を発出した。

- 1 検査結果通知を踏まえた正確なソルベンシー・マージン比率の速やかなディスクロージャー
- 2 上記の事実についての責任の所在の明確化
- 3 内部管理体制の抜本的強化、法令遵守の徹底、再発防止策の策定等

金融監督庁長官談話

1. 日米保険措置につきましては、我が国はこれまで誠実に履行してきたところであります。

先般成立した金融システム改革関連法に基づく料率算定会の改革が昨日施行されたことにより、96年補足的措置に基づく第3分野の激減緩和措置を解除するための条件が全て満たされたことは明らかであります。

したがって、金融システム改革の一環として、第3分野は2001年1月に完全に自由化されることとなります。

2. 金融監督庁としても、引き続き日米保険措置を遵守するとともに、金融システム関連法の着実な実施、公正で透明な金融監督の確立、厳正で実効性のある検査の実施とモニタリングの充実等を通じて、金融システムの安定、事前指導的な行政から事後チェック重視型の行政への転換等を図り、金融システムの改革を着実に進めていく所存であります。

保険持株会社の認可

平成 1 1 年 1 1 月 3 0 日
金 融 再 生 委 員 会

(議 決 事 項)

タワー・エス・エイに対するあおば生命保険株式会社を子会社とする
保険持株会社の認可について

【参照条文】

保険業法（平成7年法律第105号）

第十章の二 保険持株会社

第一節 通則

（保険持株会社に係る認可等）

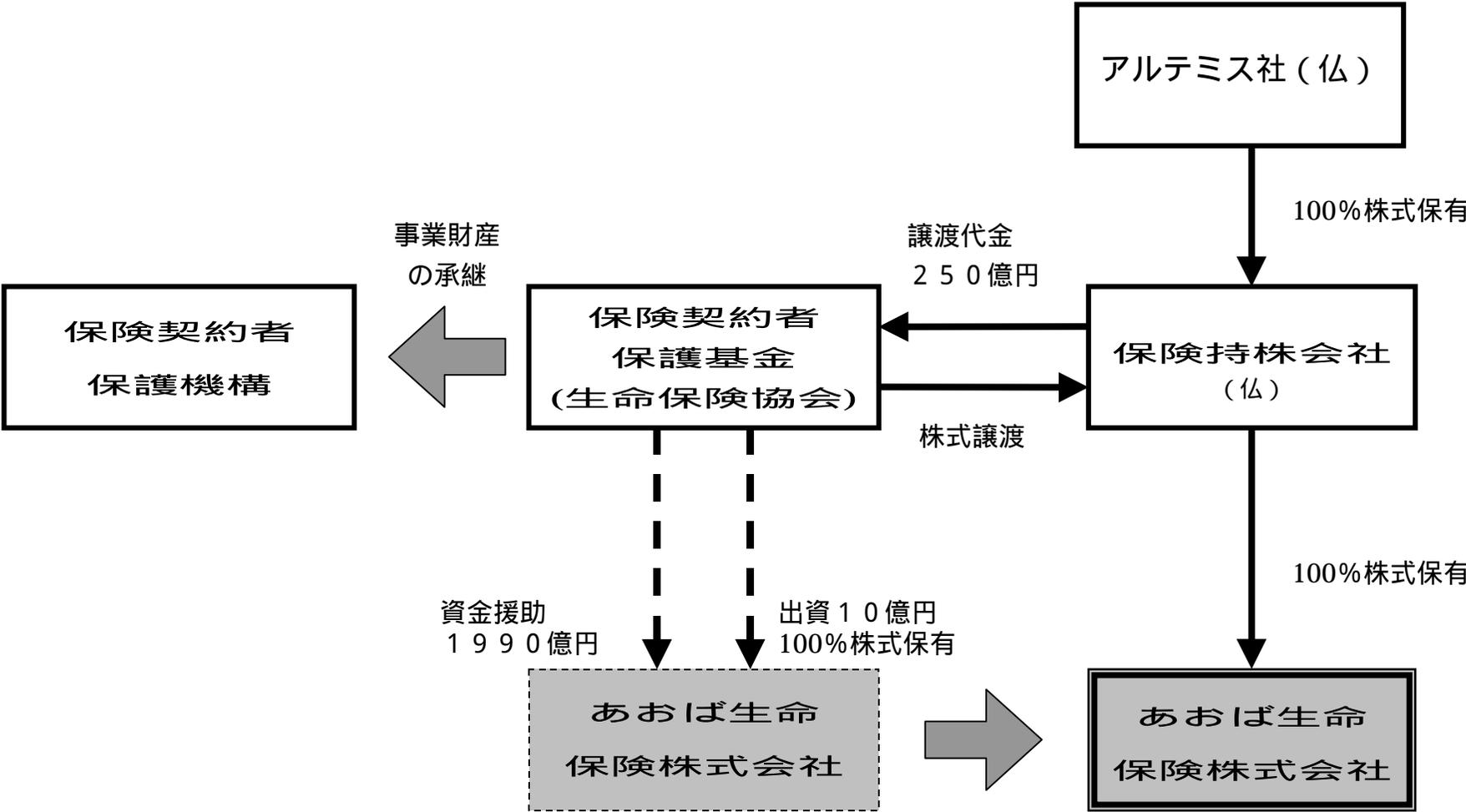
第二百七十一条の三 次に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社又は保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による保険会社の株式の取得（担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由によるものを除く。）

二・三 （略）

2～4 （略）

あおば生命の株式売却スキーム



認可申請会社の概要

- 1 商号 : タワー・エス・エイ (Tawa S.A.)
- 2 本店所在地 : フランス共和国パリ市ラ・トゥール・モーブール大通り5番地
- 3 設立年月日 : 1998年11月27日
- 4 資本金 : 約4.4百万円 (約125億円に増資予定)
- 5 株主構成 : アルテミスSA (約100%)
- 6 役員 : 取締役会長 グザヴィエ・ラルノディー (役員7名)
- 7 事業内容 : あおば生命保険㈱の株式の保有を業務とすることを予定
- 8 あおば生命の株式譲受予定日 : 平成11年11月30日

東邦生命の保険契約移転に関する計画の概要（計画承認日：平成11年12月22日）

1．移転先会社（別紙参照）

ジー・イー・エジソン生命保険株式会社

代表取締役社長兼CEO K・ローン・ボールドウィン

2．東邦生命の資産・負債状況及び資金援助額

- ・ 11年9月末現在の債務超過額 約6,500億円
- ・ 要処理額 約6,000億円
- ・ のれん代（営業権の額） 約2,400億円
- ・ 資金援助額 約3,600億円

（12年2月末時点で約3,800億円強）

3．契約条件変更

特定責任準備金等の削減

法令に基づき、特定責任準備金等を原則として90%確保する一方、個人年金、財形保険、財形年金保険については100%確保する。

予定利率等基礎率の見直し

予定利率を1.5%へ引き下げるとともに、予定死亡率を東邦生命の最新の水準に、予定事業費率を保有契約の平均的な水準に変更する。

早期解約控除の設定

解約払戻金等の支払いについては、保険契約移転後から約8年間、一定の控除を行う早期解約控除を設定する。

ジー・イー・エジソン生命保険株式会社の概要

1. 本社所在地：東京都渋谷区渋谷2-15-1

2. 沿革：平成10年3月 「ジー・イー・キャピタル・エジソン生命保険株式会社」として設立

平成11年4月 社名を「ジー・イー・エジソン生命保険株式会社」と改称

3. 概況：

・主要計数 (単位：億円)

	11年3月末
保有契約高	90,271
総資産	3,276
収入保険料	1,366
経常利益	7

・役員 23名 (11年8月現在、執行役員12名を含む)

・監査役 3名 (")

・内勤職員 1,791名 (11年4月現在、東邦生命からの出向者1,660名を含む)

・支社数 58支社 (11年4月現在)

・営業職員数 4,413名 (")

4. 主要役員：会長 マイケル・ディー・フレイジャー

社長 ケイ・ローン・ボールドウィン

金融再生委員長談話

- 第一火災海上保険相互会社について -

- 1．本日早朝、金融監督庁から、「第一火災海上保険相互会社（以下「第一火災」という。）が臨時取締役会において事業の継続を断念する決議を行い、金融監督庁に対し、同決議の報告及び保険業法第 241条に基づく措置の発動の要請を行った。」との報告を受けた。
- 2．金融監督庁では、第一火災からの報告等を受けて、直ちに、同条に基づき、第一火災に対し業務の一部の停止を命じた。また、今後、速やかに「保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、保険管理人を選任し、更に、保険契約の継続を図るため、保険契約の移転等の計画の作成を命じることとしている。
- 3．損害保険会社が破綻した場合のセーフティ・ネットとしては、金融システム改革法により創設された損害保険契約者保護機構があり、同機構による資金援助又は保険契約の引受を通じて保険契約者等の保護が図られることとなっている。特に、平成13年 3月末までの特例期間中に保険事故が発生した場合には、保険金（満期返戻金等を除く）の全額が支払われるなどの保護がなされている。
- 4．従って、保険契約者におかれては、いたずらに風評に惑わされることなく、冷静な行動をとられるよう強く希望する。

金融監督庁長官談話
- 第一火災海上保険相互会社について -

1．本日未明、第一火災海上保険相互会社（以下「第一火災」という。）は臨時取締役会において事業の継続を断念する決議を行い、当庁に対し、同決議の報告及び保険業法第 241条に基づく措置の発動の要請を行った。

当庁は、この報告等を受けて、直ちに、同条に基づき、第一火災に対し業務の一部の停止を命じた。また、今後、速やかに「保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、保険管理人を選任することとしている。

2．今後、第一火災においては、新規の契約に係る業務、解約に関する業務、配当の支払いに関する業務等は停止されることとなるが、保険金の支払い、保険料の受領等の保全業務等については引き続き行われることとなる。

3．また、当庁としては、保険契約を継続させることが保険契約者等の保護を図るための最善の措置であると考え、保険管理人に対し保険契約の移転等の計画の作成を命ずる予定である。従って、第一火災の処理のスキームは保険管理人により策定される保険契約の移転等の計画において定められることとなる。

また、当庁としては、処理スキームが早期に実現されることが保険契約者等の利益にもなると考えられることから、保険管理人に対し、移転等の計画の早期の作成を要請したいと考えている。

4．上記の計画による保険契約の移転等に際しては、予定利率の変更等、契約条件が変更されることがあり得るが、損害保険会社が破綻した場合のセーフティ・ネットである損害保険契約者保護機構による資金援助又は保険契約の引受を通じて、以下のような保護が図られる仕組みとなっている。即ち、

補償対象となる一定の損害保険（自動車保険、個人・中小企業が契約者となる火災保険、傷害保険等）について責任準備金の90%（自賠責保険、家計地震保険については 100%）が補償される。

更に特例期間中の措置として、全ての保険契約について、平成13年3月末までに保険事故が発生したものについては、保険金（満期返戻金等は除く）の 100%が補償される。

従って、保険契約者におかれては、いたずらに風評に惑わされることなく、冷静な行動をとられるよう強く希望する。

5．なお、当庁は、第一火災の経営責任の明確化のため、保険管理人に対し、弁護士、公認会計士等の第三者による調査委員会を設置し、調査を行う命令を発出することとしている。

6．保険業界の現状をみると、保険各社は、厳しい経済状況や競争の激化といった環境の下、経営の効率化や業務提携、自己資本の充実等による経営基盤の強化等に努めていると承知している。また、このところ、新規契約の状況にも明るい兆しが見えてきているところである。

当庁としては、今後とも、保険契約者等の保護の観点から、早期是正措置の厳正な運用、立入検査、モニタリングの充実など監督権限の適切な行使を通じて、保険会社の経営の健全性の確保を図ってまいりたい所存である。

第一火災海上保険相互会社の概要

1. 沿革

昭和24年 9月 会社設立

昭和38年 6月 積立型火災保険（マルマル保険）を発売

2. 本店所在地 東京都千代田区

3. 会長 松室 武仁夫 社長 平井 滉一

4. 特徴

- ・ 損害保険会社としては数少ない（2社）相互会社。
- ・ 火災、傷害といった保険事故に対する補償と長期（5～10年）の積立を組合わせた火災相互保険、傷害相互保険（マルマル保険）が主力商品。

5. 主要計数

（単位：百万円）

	10年度	業界シェア	順位
保険料収入（積立を除く）	59,766	0.86%	17位
保険料収入（積立）	94,213	4.25%	10位
経常利益	1,733		
総資産	1,387,091	4.50%	8位
代理店数	23,102店		
役職員数	2,487人		

第一火災海上保険相互会社に対する保険管理人による
業務及び財産の管理命令等について

- 1．本日午後、保険業法第241条の規定に基づき、第一火災海上保険相互会社に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第242条第2項の規定に基づき、社団法人日本損害保険協会（会長 平野浩志 安田火災海上保険株式会社社長）、公認会計士の真砂由博氏及び弁護士の上野良太氏を同会社の保険管理人として選任し、併せてこれらの保険管理人に対し同法第247条第1項の規定に基づき同会社に係る保険契約の移転等を定める計画の作成を命じました。
- 2．今般の措置により、第一火災海上保険相互会社の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は保険管理人に専属することとなり、本日選任した保険管理人は、第一火災海上保険相互会社に係る保険契約の移転等を定める計画を策定することとなります。

社団法人日本損害保険協会

1．設立経緯

昭和21年 設立
23年 社団法人の認可を取得

2．目的と事業

(1) 目的

わが国における損害保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ること

(2) 主な事業内容

- ・ 損害保険業界に関する種々の課題についての業界を代表する意見の開陳
- ・ 各種損害保険に関する相談及び苦情処理
- ・ 防災講演会、学校教育、防災シンポジウムの開催など消費者啓発に関する業務
- ・ 損害保険に関する情報提供と意見聴取

3．組織概要等

(1) 所在地 東京都千代田区神田淡路町2 - 9

(2) 社員会社数 34社

(3) 役員等（平成12年 4月 1日現在）

会長 平野浩志（安田火災海上保険株式会社社長）

理事数・監事数 理事 34名 監事 3名

職員数 370名

履 歴

まさ ご よし ひろ

真砂 由博（公認会計士）

昭和20年1月2日生（55歳）

昭和43年 慶應義塾大学経済学部 卒業

昭和44年 監査法人中央会計事務所（現中央青山監査法人）入所

昭和49年 公認会計士登録

昭和63年 代表社員就任

やま ぎし りょう た

山岸 良太（弁護士）

昭和28年3月12日生（47歳）

昭和53年 東京大学法学部 卒業

昭和55年 弁護士登録 第二東京弁護士会所属
森綜合法律事務所 弁護士

平成12年5月1日
金融監督庁

第一火災海上保険の検査結果について

1. 検査基準日：平成11年3月31日

2. 総資産査定結果

<u>分類</u> （ <u>分類</u> 、 <u>分類及び</u> <u>分類</u> としない資産）	<u>1兆 1,358億円</u>
<u>分類</u> （個別に適切なリスク管理を要する資産）	<u>1,599億円</u>
<u>分類</u> （最終の回収に重大な懸念が存する資産）	<u>299億円</u>
<u>分類</u> （回収不可能又は無価値と判定される資産）	<u>612億円</u>
総資産	<u>1兆 3,870億円</u>

総資産の査定結果（11年3月期）

（単位：億円）

	分類状況				総資産
当局査定 (a)	11,358	1,599	299	612	13,870
自己査定 (b)	13,090	751	29	-	13,870
(a) - (b)	▲ 1,732	848	270	612	-

（注）億円未満切り捨て。

3. 自己資本の状況（11年3月期）

<u>自己資本</u>	452 億円
-------------	--------

うち基 金	406 億円
-------	--------

法定準備金	15 億円
-------	-------

その他の剰余金	31 億円
---------	-------

<u>要追加償却・引当額</u>	869 億円
------------------	--------

<u>前受収益振替額</u>	13 億円
----------------	-------

<u>要追加責任準備金等繰入額</u>	47 億円
---------------------	-------

- - -	▲ 478 億円
-------	----------

<u>負債性資本</u>	425 億円
--------------	--------

うち価格変動準備金	10 億円
-----------	-------

異常危険準備金	161 億円
---------	--------

社員配当準備金	252 億円
---------	--------

<u>含み損益</u>	▲ 320 億円
-------------	----------

うち有 価 証 券	▲ 287 億円
-----------	----------

動 不 動 産	▲ 33 億円
---------	---------

上記以外の資産	▲ 0 億円
---------	--------

+ +	▲ 372 億円
-----	----------

（注）億円未満切り捨て。

4 . ソルベンシー・マージン比率 (11年 3 月期)

今回の検査結果を踏まえた追加償却・引当額等を前提とした

ソルベンシー・マージン比率 7 4 . 7 %

(参考) 11年 3 月期決算において当社が公表した

ソルベンシー・マージン比率 3 3 0 . 0 %

金融再生委員長談話

—— 第百生命保険相互会社について ——

- 1 本日午後、金融監督庁から、「第百生命保険相互会社（以下「第百生命」という。）が臨時取締役会において事業の継続を断念する決議を行い、金融監督庁に対し、同決議の報告及び保険業法第241条に基づく措置の発動の要請を行った。」との報告を受けた。
- 2 金融監督庁では、第百生命からの報告等を受けて、直ちに、同条に基づき、同社に対し業務の一部の停止を命じた。また、今後、速やかに「保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、保険管理人を選任し、更に、保険契約の継続を図るため、保険契約の移転等の計画の作成を命じることとしている。
- 3 生命保険会社が破綻した場合のセーフティ・ネットとしては生命保険契約者保護機構があり、同機構による資金援助又は保険契約の引受を通じて、保険契約者等の保護が図られることとなっている。特に、平成13年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われるなどの保護がなされている。
- 4 したがって、保険契約者におかれては、いたずらに風評に惑わされることなく冷静な行動をとられることを強く希望する。

金融監督庁長官談話

—— 第百生命保険相互会社について ——

1 本日午後、第百生命保険相互会社（以下「第百生命」という。）は臨時取締役会において事業の継続を断念する決議を行い、当庁に対し、同決議の報告及び保険業法第241条に基づく措置の発動の要請を行った。

当庁は、この報告等を受けて、直ちに、同条に基づき、第百生命に対し業務の一部の停止を命じた。また、今後、速やかに「保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、保険管理人を選任することとしている。

2 今後、第百生命においては、解約に関する業務、契約者貸付に関する業務、配当の支払いに関する業務等は停止されるが、保険金の支払い、保険料の受領等の保全業務等については引き続き行われることとなる。なお、第百生命は、解約に関する業務等をマニユライフ・センチュリー生命保険株式会社に委託していることから、実際上は同社において第百生命から委託されている解約に関する業務等が停止されることとなる。

3 当庁としては、保険契約を継続させることが保険契約者等の保護を図るための最善の措置であると考え、保険管理人に対し保険契約の移転等の計画の作成を命ずる予定である。従って、第百生命の処理のスキームは保険管理人により策定される保険契約の移転等の計画において定められることとなる。

また、当庁としては、処理スキームが早期に実現されることが保険契約者等の利益にもなると考えられることから、保険管理人に対し、移転等の計画の早期の作成を要請したいと考えている。

4 上記の計画による保険契約の移転等に際しては、予定利率の変更等、契約条件が変更されることがあり得るが、生命保険会社が破綻した場合のセーフティ・ネットである生命保険契約者保護機構による資金援助又は保険契約の引受を通じて、責任準備金（将来における保険金等の支払いのために積み立てられているべき準備金）の90%までを補償すること等により、保険契約者等の保護が図られることとなっている。ただし、平成

1 3年3月末までの特例期間中に支払事由の生じた死亡保険金等については、その全額が支払われるなどの保護がなされる仕組みとなっている。

従って、保険契約者におかれては、いたずらに風評に惑わされることなく、冷静な行動をとられるよう強く希望する。

5 なお、当庁は、第百生命の経営責任の明確化のため、保険管理人に対し、弁護士、公認会計士等の第三者による調査委員会を設置し、調査を行う命令を発出することとしている。

6 保険業界の現状を見ると、保険各社は、厳しい経済状況や競争の激化といった環境の下、経営の効率化や業務提携、自己資本の充実等による経営基盤の強化等に努めていると承知している。また、このところ、新規契約の状況にも明るい兆しが見えてきているところである。

当庁としては、今後とも、保険契約者等の保護の観点から、早期是正措置の厳正な運用、立入検査、モニタリングの充実など監督権限の適切な行使を通じて、保険会社の経営の健全性の確保を図ってまいりたい所存である。

第百生命保険相互会社の概要

1.沿革 大正3年10月 創業

昭和22年9月 「第百生命保険相互会社」に改称

(注) マニライフ・ファイナンシャル(加)との提携により、平成11年3月、第百生命の新契約業務をマニライフ・センチュリー生命に事業譲渡し、現在は既契約の維持管理のみを行っている。

2.本社所在地 東京都調布市国領町4丁目34番地1

3.社長 秋山満正

4.主要計数

(単位：億円)

	10年3月期	11年3月期	11年9月期
保有契約高	273,563	247,418	194,262
総資産	27,623	24,670	21,885
収入保険料	4,367	3,528	1,317
経常利益	68	387	7
当期剰余	52	109	10

(注) 総資産ベースで46社(東邦生命を除く。)中第15位(11年9月末現在)。

・役員数(監査役含む) : 7名(12年3月末現在)

・内勤職員数 : 1,174名(12年3月末現在)

(内、1,025名はマニライフ・センチュリー生命への出向者)

・社員数 : 約103万人(12年3月末現在)

5.ソルベンシー・マージン比率 : 175%(金融監督庁検査後、11年3月期)

平成12年6月1日
金融監督庁

第百生命保険相互会社に対する保険管理人による
業務及び財産の管理命令等について

- 1．本日、保険業法第241条の規定に基づき、第百生命保険相互会社に対し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第242条第2項の規定に基づき、社団法人生命保険協会（会長 森田富治郎 第一生命保険相互会社社長）、公認会計士の三浦孝昭氏、弁護士の小杉晃氏を同会社の保険管理人として選任し、併せてこれらの保険管理人に対し、同法第247条第1項の規定に基づき、同会社に係る保険契約の移転等を定める計画の作成を命じました。
- 2．今般の措置により、第百生命保険相互会社の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は保険管理人に専属することとなり、本日選任した保険管理人は、第百生命保険相互会社に係る保険契約の移転等を定める計画を策定することとなります。

社団法人生命保険協会

1．設立経緯

- 明治 31 年 生命保険会社談話会を設立
38 年 生命保険会社協会に改組
41 年 社団法人として認可
昭和 17 年 生命保険集会所と改称
20 年 名称を生命保険協会と改め再発足

2．目的と事業

(1) 目的

生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ること

(2) 事業

- ・生命保険に関する理論及び実務の調査及び研究
- ・生命保険に関する広報活動
- ・生命保険に関する意見の表明
- ・生命保険業者相互の緊密な連絡及び親睦
- ・その他本会の目的を達成するため必要と認められた事項

3．組織概要等

(1) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(2) 社員会社数 47社（日本において生命保険業を営む全ての会社）

(3) 役職員等（平成12年4月1日現在）

会長 森田富治郎（第一生命保険相互会社社長）

理事数・監事数 理事30名 監事3名

職員数 248名

履 歴

み うら たか あき

三浦 孝昭 (公認会計士)

昭和23年11月27日生(51歳)

- 昭和46年 一橋大学商学部卒業
株式会社トーマン入社
- 昭和55年 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所
- 昭和58年 公認会計士登録
- 昭和59年 監査法人朝日会計社(現:朝日監査法人)入社
- 平成 5年 社員に就任

こ すぎ あきら

小杉 晃 (弁護士)

昭和22年2月3日生(53歳)

- 昭和44年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
- 昭和46年 司法試験合格
慶應義塾大学大学院法学研究科修士科卒業
- 昭和49年 東京弁護士会入会
- 昭和53年 ニューヨーク大学ロースクール卒業
ロジャース・アンド・ウェルズ法律事務所
- 昭和54年 西村総合法律事務所入所
- 昭和59年 西村総合法律事務所パートナー弁護士
- 平成 8年 西村総合法律事務所執行パートナー弁護士

第百生命の検査結果について

1 . 検査基準日：平成11年 3月31日

立入検査開始日	平成11年 8月30日
検査結果通知日	平成12年 1月 6日

2 . 総資産査定結果

分類（ 分類、 分類及び 分類としない資産）	2兆 2,470億円
分類（個別に適切なリスク管理を要する資産）	1,768億円
分類（最終の回収に重大な懸念が存する資産）	412億円
分類（回収不可能又は無価値と判定される資産）	19億円
総資産	2兆 4,670億円

総資産の査定結果（11年3月期）

（単位：億円）

	分類状況				総資産
当局査定 (a)	22,470	1,768	412	19	24,670
自己査定 (b)	23,146	1,303	220	-	24,670
(a) - (b)	▲ 676	464	192	19	-

（注）億円未満切り捨て。

3 . 自己資本の状況 (1 1 年 3 月期)

自己資本		345 億円
うち基 金		190 億円
法定準備金		11 億円
その他の剰余金		144 億円
要追加償却・引当額		202 億円
繰延税金資産否認額		16 億円
要追加償却・引当に伴う法人税等調整額		73 億円
うち繰延税金資産不算入分		9 億円
<hr/>		
- - + -		191 億円
負債性資本		724 億円
うち価格変動準備金		203 億円
危険準備金		135 億円
解約返戻金相当額超過分		381 億円
配当準備金中の未割当額		5 億円
含み損益		▲ 1,469 億円
うち有 価 証 券		▲ 1,449 億円
動 不 動 産		23 億円
上記以外の資産		▲ 43 億円
<hr/>		
+ +		▲ 554 億円

(注) 億円未満切り捨て。

4 . ソルベンシー・マージン比率 (11年 3 月期)

今回の検査結果を踏まえた追加償却・引当額等を前提とした

ソルベンシー・マージン比率 1 7 5 . 3 %

(参考) 11年 3 月期決算において当社が公表した

ソルベンシー・マージン比率 3 0 4 . 6 %

証券会社の数の推移

	社 数		社 数
7年3月末	282 (230)	12年1月末	290 (230)
8年3月末	285 (231)	12年2月末	293 (234)
9年3月末	288 (232)	12年3月末	297 (238)
10年3月末	294 (235)	12年4月末	294 (234)
11年3月末	288 (231)	12年5月末	291 (234)

(注)

1. 証券業協会調べ。
2. 全証券会社数。
3. ()は国内証券会社数で内書。

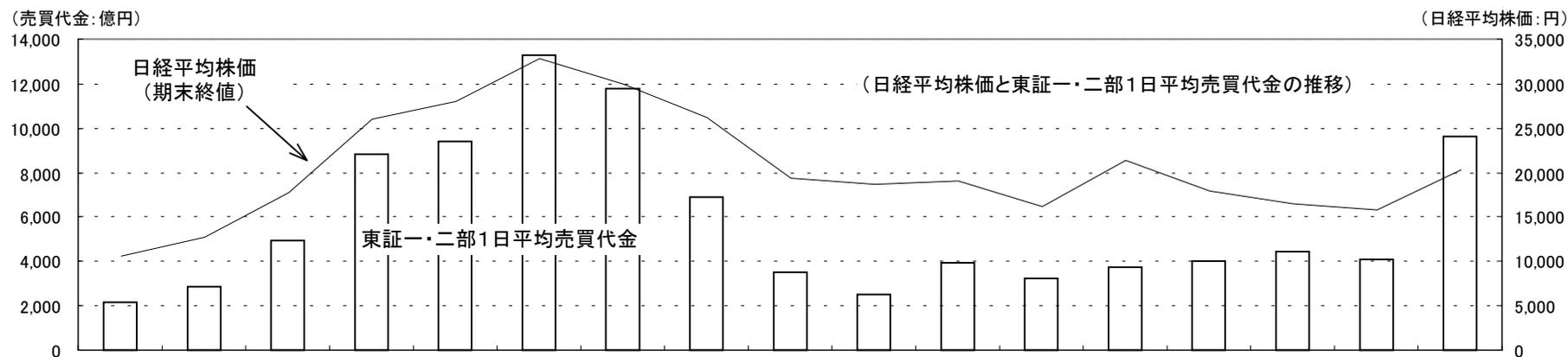
国内証券会社の平成12年3月期決算概況

(単位：億円)

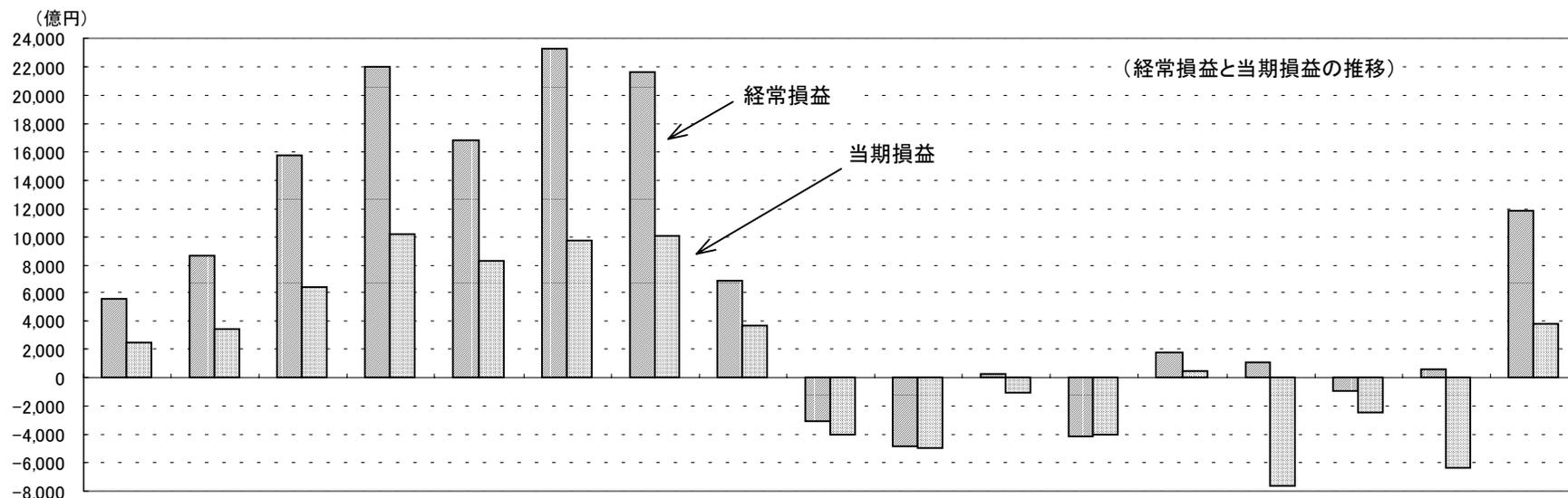
	12.3期 (A)	11.3期 (B)	10.3期 (C)	(A)/(B)	(A)/(C)
会 社 数	226	215	221		
営 業 収 入	28,165	15,889	15,275	177%	184%
受 入 手 数 料	22,283	11,495	12,022	194%	185%
委 託 手 数 料	13,018	5,290	6,442	246%	202%
引 受 ・ 売 出 料 手 数 出 料	1,713	1,365	1,062	125%	161%
募 集 ・ 売 出 料 取 扱 手 数 料	4,406	2,295	2,241	192%	197%
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	5,355	3,560	2,023	150%	265%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	16,292	15,293	16,200	107%	101%
経 常 損 益	11,792	561	861		
当 期 純 損 益	3,724	6,312	2,469		

(注) 外国証券会社、特殊証券会社及び営業休止中の証券会社を除く。

株式市況と国内証券会社の損益の推移



	59.9期	60.9期	61.9期	62.9期	63.9期	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期	12.3期
売買代金	2,123	2,839	4,982	8,847	9,413	13,311	11,810	6,904	3,542	2,495	3,964	3,216	3,741	3,992	4,437	4,096	9,656



	59.9期	60.9期	61.9期	62.9期	63.9期	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期	12.3期
経常損益	5,612	8,630	15,782	21,970	16,811	11,638	21,674	6,928	-3,006	-4,827	279	-4,045	1,849	1,061	-861	561	11,792
当期損益	2,469	3,428	6,349	10,172	8,248	4,856	10,039	3,708	-3,995	-4,888	-994	-4,040	552	-7,695	-2,469	-6,312	3,724

(注) 1. 外国証券会社、特殊証券会社及び営業休止中の証券会社を除く、国内証券会社ベース。

2. 元年3月期については、棒グラフでは実績を2倍した。

平成 11 年 9 月 9 日
金融監督庁

クレスベール証券会社東京支店に対する行政処分について

クレスベール証券東京支店は、プリンストン・エコノミックス・インターナショナル・リミテッドが発行する私募債であるプリンストン・グローバル・ファンド（プリンストン債）の販売に際して、プリンストン債に係る顧客資産は「リパブリック・ニューヨーク・セキュリティーズ・コーポレーションにおける投資家ごとの分別口座で保管される。」として顧客の資産が保全されている旨を説明しているが、金融監督庁の検査の結果、そのような分別保管の事実はないことが判明している。当支店の顧客への説明は、重要な事項について誤解を与えるものであり、外国証券業者に関する法律（昭和 46 年法律第 5 号）第 14 条（外国証券業者に関する命令（平成 10 年総理府令・大蔵省令第 37 号）第 24 条第 15 項に規定する「重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」）に該当するものと認められる。また、プリンストン債に係る顧客資産については、顧客資産の保全上の観点から重大な懸念が認められる。

金融監督庁としては、本日、投資者保護上の観点から、当支店に対し、平成 11 年 9 月 9 日から平成 12 年 3 月 8 日までの間、プリンストン債及びこれに類似する有価証券等の販売の停止を命ずるとともに、顧客への適切な情報開示を行うよう指示したところである。

なお、プリンストン債又はこれに類似する有価証券等及びこれらを組み入れた商品を販売する者は、事実関係の把握及び顧客への適切な情報開示を行うことが求められる。

クレスベール証券会社東京支店に対する
証券業務の停止命令について

クレスベール証券会社東京支店に対し、外国証券業者に関する法律第 31 条第 1 項に基づく報告徴求を行った結果、同社東京支店において次の行為が認められた。

- プリンストン・エコノミックス・インターナショナル・リミテッドが発行するプリンストン・グローバル・ファンド（プリンストン債）の販売に際して、当局がプリンストン債について承認をしたという事実はないにもかかわらず、プリンストン債が監督当局の承認が得られた商品である旨を記載した資料を顧客に配布している。
当該行為は、監督当局の名を借りて投資者に対して重大な誤解を与えるものであり、外国証券業者に関する法律（平成 10 年法律第 107 号施行前のもの。）第 17 条第 1 項（外国証券業者に関する省令第 21 条第 4 項（虚偽の表示をする行為））に該当するものと認められる。
- 退職金の支払に関し、監督当局に対し、虚偽の報告を行なった。
当該行為は外国証券業者に関する法律第 47 条第 9 号（虚偽の報告）に該当するものと認められる。

また、同社東京支店に対する当庁検査の結果、同社東京支店において次の行為が認められた。

- プリンストン債の販売に際し、プリンストン・エコノミックス・インターナショナル（ジャパン）リミテッド日本駐在員事務所長が顧客に対して勧誘活動を行っていることを承知しながら、同社東京支店の取引として口座の開設等を行っていた。
当該行為は、外国証券業者に関する法律第 14 条第 1 項（外国証券会社の名義貸しの禁止。平成 10 年 11 月 30 日以前においては、外国証券業者に関する法律（平成 10 年法律第 107 号施行前のもの。）第 17 条第 1 項。）に該当するものと認められる。
- 顧客に対して、虚偽の預り証を交付していたり、また、虚偽の注文伝票を作成していた。
当該行為は外国証券業者に関する法律（平成 10 年法律第 107 号施行前のもの。）第 37 条第 10 号（虚偽の書類の作成）に該当するものと認められる。

上記のことから金融監督庁は、本日、同社東京支店に対して、平成 11 年 10 月 4 日から平成 11 年 10 月 22 日までの間、すべての証券業務（ただし、プリンストン債の返還及び勧誘を伴わない保護預り有価証券の売付けの受託等一定の業務を除く。）の停止を命じる行政処分を行った。

証券取引等監視委員会の勧告に伴うクレスベール証券会社
東京支店に対する行政処分について

クレスベール証券会社東京支店に対する証券取引等監視委員会の検査により、当社東京支店において次の法令違反行為が認められたため、同委員会より、行政処分を求める勧告が行なわれた。

1. プリンストン債の勧誘に際し、支店長（当時）等の関与により、複数の法人顧客の担当者に対し、金銭の支払いを行うことを約束して行った勧誘の行為等。
当該行為は、外国証券業者に関する法律（平成 10 年法律第 107 号施行前のもの。）第 17 条第 1 項（証券会社の健全性の準則等に関する省令第 2 条第 2 号（特別の利益を提供することを約して勧誘する行為））に該当するものと認められる。
2. プリンストン債の取引に関し、支店長（当時）等の関与により、複数の顧客に対し、事実と異なる社債要項、勧誘資料等を交付することにより、虚偽の表示を行った行為。
当該行為は、外国証券業者に関する法律第 14 条第 1 項（証券会社の行為規制等に関する命令第 4 条第 1 号（有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為。平成 10 年 11 月 30 日以前においては、外国証券業者に関する法律（平成 10 年法律第 107 号施行前のもの。）第 17 条第 1 項））に該当するものと認められる。
3. 特定の顧客のプリンストン債の売買に関し、支店長（当時）等の関与により、意図的に実際の約定内容と異なる記載をした虚偽の取引報告書を交付した行為。
当該行為は、外国証券業者に関する法律（平成 10 年法律第 107 号施行前のもの。）第 37 条第 3 号（虚偽の記載をした取引報告書を顧客に交付する行為）に該当するものと認められる。
4. 当社東京支店が引受人となった株式の売却に際し、支店長（当時）の関与により、特定の顧客に対し、その買付代金の貸付を行った行為。
当該行為は、外国証券業者に関する法律（平成 10 年法律第 107 号施行前のもの。）第 17 条第 1 項（有価証券の引受人が、当該有価証券を売却する場合において、引受人となった日から 6 か月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付をする行為）に該当するものと認められる。

上記のことから金融監督庁は、本日、当社東京支店に対して、平成 11 年 11 月 1 日から平成 12 年 1 月 14 日までの間、すべての証券業務（ただし、プリンストン債の返還及び勧誘を伴わない保護預り有価証券の売付けの受託等一定の業務を除く。）の停止、及び上記行為に関与した取締役の解職を命じる行政処分を行った。

平成 12 年 2 月 28 日
関 東 財 務 局

南証券(株)に対する行政処分について

当局は、南証券に対して、同社が平成 11 年 11 月より募集を開始したミナミ・ハイイールド・ボンドについて、その募集方法が、証券取引法第 4 条第 1 項に違反するものと認められたことから、平成 11 年 12 月 14 日、債券の募集については、「有価証券の発行者が、法に基づく届出等の手続きを終了するまでの間、当該発行者が新たに発行する有価証券の取得の申し込みの勧誘を行なわないこと」を証券取引法第 56 条第 1 項に基づいて命じたところである。

しかし、今般、当局が実施している検査の際に把握した資料等により、上記命令にもかかわらず同社はこの命令に違反してミナミ・ハイイールド・ボンドの募集を行っていた事実が明らかとなった。

そこで、当局としては、本日、緊急に投資者保護上の観点から、同社に対して、平成 12 年 2 月 28 日から平成 12 年 5 月 27 日までの間、札幌支店の全ての業務の停止、本店、支店におけるミナミ・ハイイールド・ボンド及びそれに類似する債券の販売停止を命じるとともに、顧客資産の保全に万全を期すよう命じたところである。

なお、当局としては検査を継続し、投資者保護、適切な業務運営の確保等に努める所存である。

(注) ミナミ・ハイイールド・ボンドとは、南証券グループ各社(南土地建物(株)、南インベストメント(株)、南パートナーズ、ミナミ・アセット・マネジメント(株)等)が発行する無担保社債である。

平成 12 年 3 月 6 日
金 融 監 督 庁
関 東 財 務 局

南証券(株)に対する破産申し立て等について

1. 金融監督庁は、関東財務局監理の南証券(株)に対し、今般、同局が実施している検査の際に把握した資料等により、同社の財務内容が債務超過であると思料されるため、顧客資産の保全を図るとともに会社財産の更なる費消を防ぐとの観点から、司法上の財産保全手続が必要と判断し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 95 号）第 178 条第 1 項の規定に基づく破産申し立てを行い、併せて、破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 155 条第 1 項の規定に基づく財産の保全処分の申し立てを行った。
2. 関東財務局は、南証券(株)に対し実施している検査の際に把握した資料等により、必要分別信託額に対し、実際に信託している金額が不足している、純財産額が証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に定める資本の額を下回る、ことが認められたため、証券取引法第 56 条第 1 項の規定に基づき、本日、同社に対して、平成 12 年 3 月 6 日から平成 12 年 9 月 5 日までの間、全店における業務の全部停止を命じる行政処分を行った。
3. なお、証券取引法上補償されるべき顧客資産については、日本投資者保護基金による確認等所要の手続が終了した後、返還されることとなる。

平成 12 年 3 月 17 日
関 東 財 務 局

南証券（株）の証券業の登録の取り消しについて

当局は、本日、投資者保護の観点から、証券取引等監視委員会の勧告も踏まえて、南証券（株）について、以下の理由により、証券取引法第 56 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に基づき、同社の証券業の登録を取り消すこととした。

1. ミナミ・ハイールド・ボンドの募集について、多数の顧客に対し誤解を与える勧誘資料を作成・交付して勧誘を行うなどの偽計を用いたこと（証券取引法第 158 条違反であり、同法第 56 条第 1 項第 3 号に該当）。
2. 金融監督庁から 3 月 6 日に破産の申し立てがなされ、裁判所から保全管理人による管理が命じられたことに加え、多額の顧客資産及び会社財産が毀損しており、支払い不能に陥るおそれがあること（証券取引法第 56 条第 1 項第 4 号に該当）。
3. 平田代表取締役の関与により、顧客から預託を受けている有価証券の一部が東京支店から持ち出され所在不明となっていること（証券取引法第 47 条第 1 項違反であり、同法 56 条第 1 項第 3 号に該当）。

証券投資信託委託業者数の推移

	社 数		社 数
7年12月末	34	12年1月末	72
8年12月末	39	12年2月末	72
9年12月末	44	12年3月末	74
10年12月末	58	12年4月末	73
11年12月末	70	12年5月末	76

資料13 - 2 - 2 投資顧問業者の登録及び投資一任業務の認可状況

投資顧問業者の登録及び投資一任業務の認可状況
(平成12年3月末現在)

(財務局別)

財 務 局	登録業者数	うち投資一任業者数
関 東財務局	523	130
近 畿 "	41	2
東 海 "	24	2
北海道 "	2	0
東 北 "	0	0
北 陸 "	2	1
中 国 "	2	1
四 国 "	3	0
九 州 "	3	0
福岡財務支局	4	1
沖縄総合事務局	0	0
合 計	604	137

(系列別)

系 列	登録業者数	うち投資一任業者数
証券系	23	12
銀行系	25	25
生保系	17	13
損保系	12	9
信託系	5	4
外資系	224	60
その他	13	4
独立系	285	10
合 計	604	137

(一任業者を除く助言業者 467)

資料13 - 2 - 3 証券投資信託の純資産総額の推移

証券投資信託の純資産総額の推移

(単位：億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信		合計	
		うち私募投信		うち私募投信		うち私募投信
昭和40年	9,082	-	2,275	-	11,357	-
45	6,551	-	6,033	-	12,584	-
50	19,345	-	14,280	-	33,625	-
55	40,293	-	20,226	-	60,519	-
56	40,063	-	32,231	-	72,294	-
57	47,818	-	45,458	-	93,276	-
58	61,513	-	79,372	-	140,885	-
59	80,127	-	102,851	-	182,978	-
60	103,787	-	95,936	-	199,723	-
61	191,183	-	129,570	-	320,753	-
62	306,143	-	123,001	-	429,144	-
63	392,525	-	136,448	-	528,973	-
平成元年	455,494	-	130,999	-	586,493	-
2	350,722	-	109,218	-	459,940	-
3	285,624	-	129,114	-	414,738	-
4	211,031	-	221,975	-	433,006	-
5	195,475	-	311,900	-	507,375	-
6	174,515	-	259,568	-	434,083	-
7	146,817	-	332,755	-	479,572	-
8	127,798	-	358,883	-	486,681	-
9	99,866	-	306,630	-	406,495	-
10	114,961	-	312,432	-	427,393	-
11	169,198	12,234	359,780	3,207	528,978	15,441
12年1月	168,040	13,136	403,743	3,492	571,783	16,628
2月	185,400	13,770	414,681	4,002	600,081	17,771
3月	182,750	15,812	384,671	2,875	567,420	18,687

投資一任業者の契約資産残高の推移

(単位:件, 億円)

年月日	会社数	項目	投資一任契約						小計	投資助言契約	合計	
			国内顧客			海外顧客						
			法人	個人	計	法人	個人	計				
63年 3月末	115	件数 金額	6,430 97,891	82 249	6,512 98,140	74 8,412	1 3	75 8,415	6,587 106,555	1,974	1,912 59,640	8,499 166,195
元年 3月末	133	件数 金額	6,919 127,369	100 298	7,019 127,667	101 9,957	6 12	107 9,969	7,126 137,636	1,321	1,266 70,586	8,392 208,222
2年 3月末	141	件数 金額	8,014 171,854	139 615	8,153 172,469	226 12,779	4 13	230 12,792	8,383 185,261	1,648	1,592 118,888	9,975 304,149
3年 3月末	148	件数 金額	6,741 159,300	113 407	6,854 159,707	258 14,724	4 14	262 14,738	7,116 174,445	2,139	2,109 155,701	9,225 330,146
4年 3月末	152	件数 金額	5,555 140,463	88 310	5,643 140,773	318 18,676	4 40	322 18,716	5,965 159,489	2,546	2,469 188,607	8,434 348,096
5年 3月末	154	件数 金額	4,785 131,531	80 275	4,865 131,806	378 20,154	2 48	380 20,202	5,245 152,008	2,999	2,930 210,256	8,175 362,264
6年 3月末	150	件数 金額	4,414 137,142	66 203	4,480 137,345	403 24,021	4 57	407 24,078	4,887 161,423	3,131	3,051 232,396	7,938 393,819
7年 3月末	151	件数 金額	4,130 137,981	72 199	4,202 138,180	380 19,249	7 52	387 19,301	4,589 157,481	2,546	2,443 224,920	7,032 382,401
8年 3月末	147	件数 金額	3,939 149,136	58 149	3,997 149,285	424 26,163	5 257	429 26,420	4,426 175,705	2,726	2,564 282,102	6,990 457,807
9年 3月末	145	件数 金額	4,506 213,840	52 130	4,558 213,970	571 30,913	5 21	576 30,934	5,134 244,904	2,604	2,426 314,921	7,560 559,825
10年 3月末	137	件数 金額	4,774 259,906	83 99	4,857 260,005	525 25,352	5 20	530 25,372	5,387 285,377	2,393	2,150 321,983	7,537 607,360
11年 3月末	130	件数 金額	4,932 300,586	83 94	5,015 300,680	468 26,870	5 19	473 26,889	5,488 327,569	6,320	6,259 386,148	11,747 713,717
11年 9月末	126	件数 金額	5,389 342,485	80 90	5,469 342,575	495 41,889	2 18	497 41,907	5,966 384,482	9,968	9,911 417,962	15,877 802,444
11年 12月末	125	件数 金額	5,594 365,860	84 88	5,678 365,948	491 53,396	2 20	493 53,416	6,171 419,364	11,072	11,012 490,946	17,183 910,310

(注)日本証券投資顧問業協会調べ